

高第 181 号
令和 7 年 5 月 20 日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	河 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		